

2021年6月4日(土) 13時00分～14時30分

大学の授業運営における 著作権への考え方について

2021年度第1回FDフォーラム
教育関係共同利用拠点事業(帝京大学高等教育開発センター)

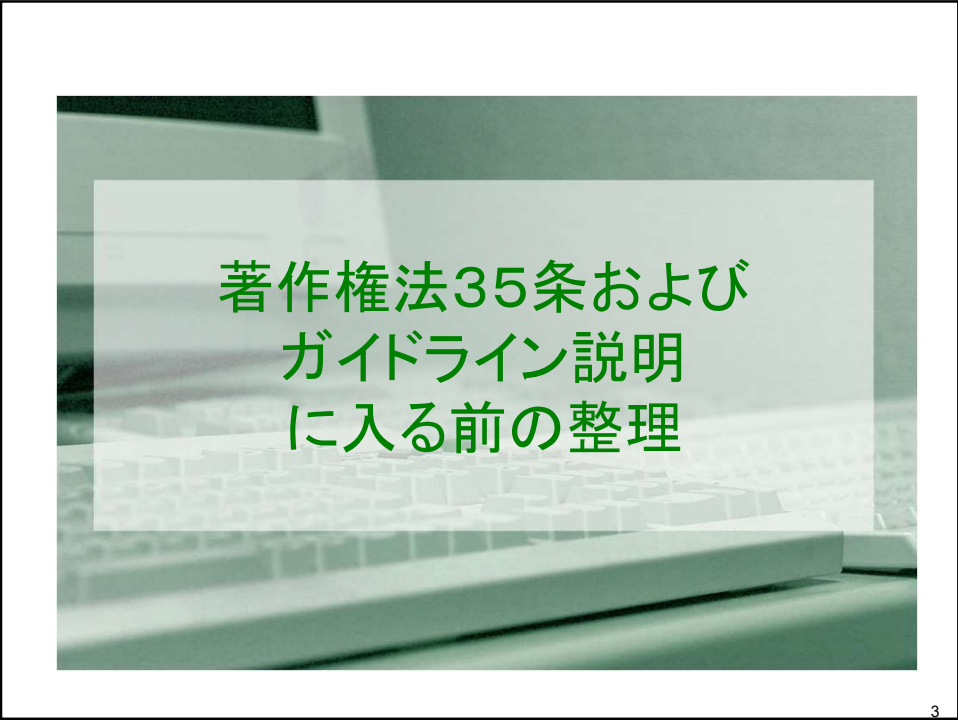
1

目 次

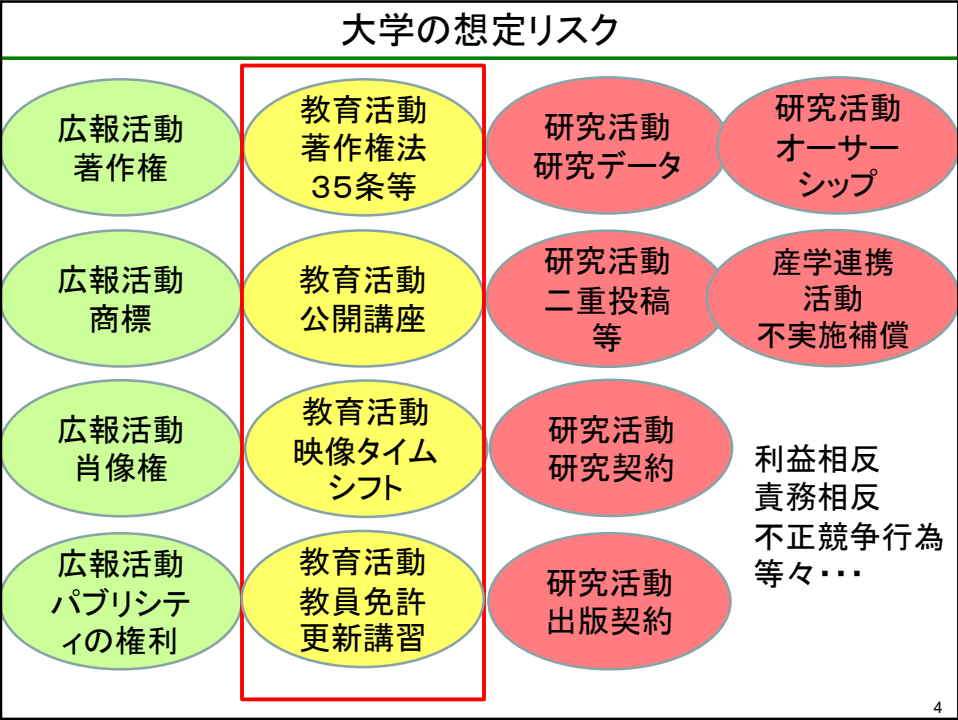
1. 説明に入る前の整理
2. 著作権法の確認
3. 著作権法35条以外の権利制限
条文で検討
4. 改正著作権法35条の説明
5. 令和3年度版ガイドライン説明
6. その他補足説明
7. 今後の検討事項・・・Q & A

2

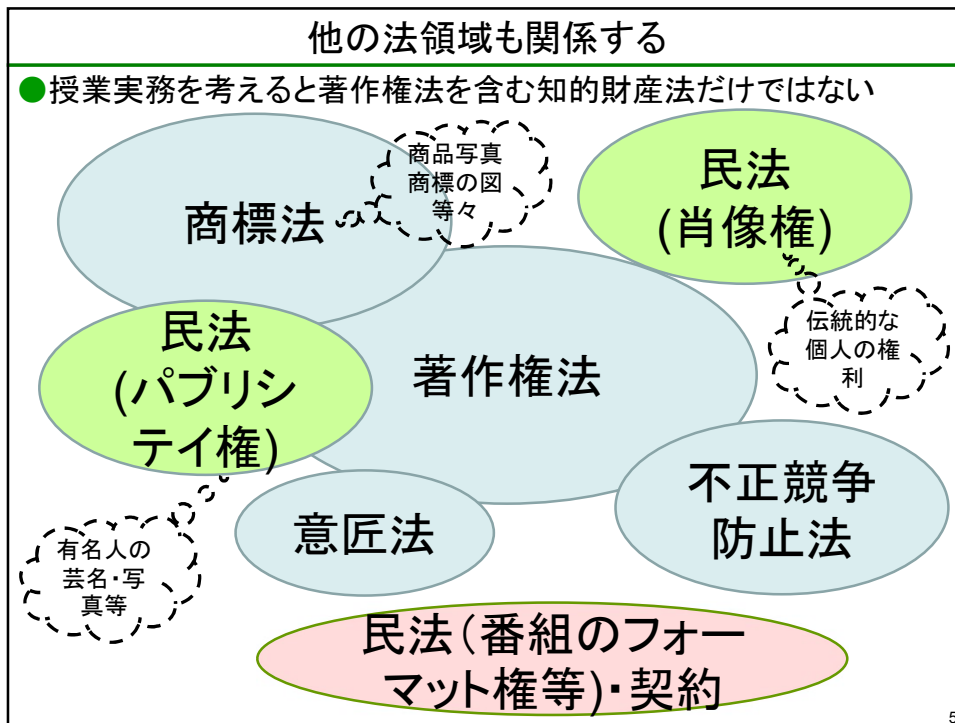
2



3



4



5

教科書作成時のやりとり・・・契約との整合性

● 桃色の吹き出しの裏に何があった？

ドメイン名

商標

出所: http://www.suzuki.co.jp/car/lapin_chocolat/

スズキ株式会社の名は商号

商標

ネーミングは商標

車の形態は意匠

CM30秒

CM90秒

CMは著作物

車の技術は発明(特許)

商標

ホームページは著作物

6

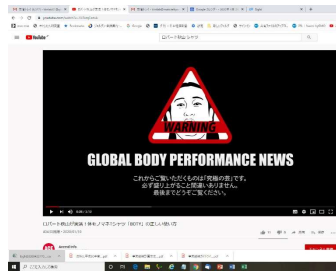
6

2021. 4「法学 I (共通基礎科目)」の授業スライドから

●ロバート秋山の動画

<https://www.youtube.com/watch?v=YLFxrgEezuk>

1. ワークシート⑩に感想を記入してください。
2. ロバート秋山が収益を上げるために、何をすればよいでしょうか。
3. 利益を独占するためには、どのような方法があるでしょうか



7

2021. 5「法学 I (共通基礎科目)」の授業スライドから

- 映画「ローマの休日」の一場面を使いさんまの映像を重ねる
- ・創味食品「ハコネーゼ」のCMを企画する際に、
クリアすべき権利関係を検討して下さい。
CMは下記YouTubeサイトで閲覧できます。



<https://www.youtube.com/watch?v=WoH-GfzkB-o&list=PL784Ndu0cukWJZiSSXdMRCLqMoB1qnMqs&index=1>

ヒント:「ローマの休日」封切りは西暦1953年

映画の著作権が公開後50年間から70年間に延長されたのは、2004年1月1日施行の改正著作権法。

【検討事項】

1. クリアすべき知的財産権のリストアップ

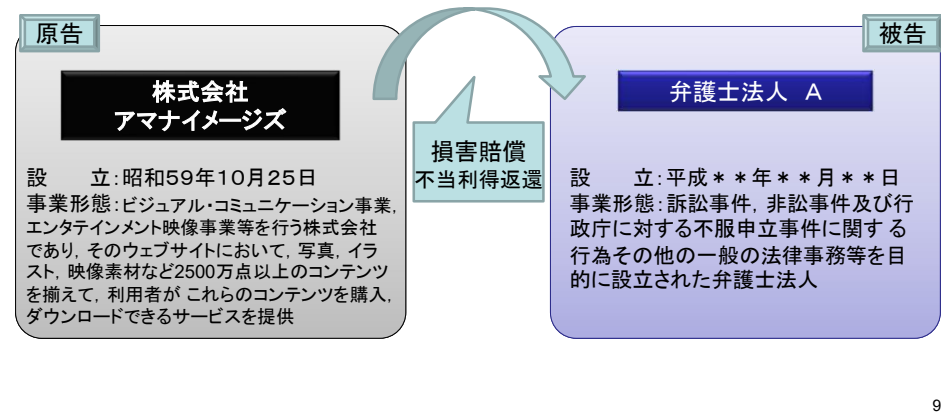
2. 具体的な権利関係の調査

8

Google等の画像検索の利用

●画像検索の素材

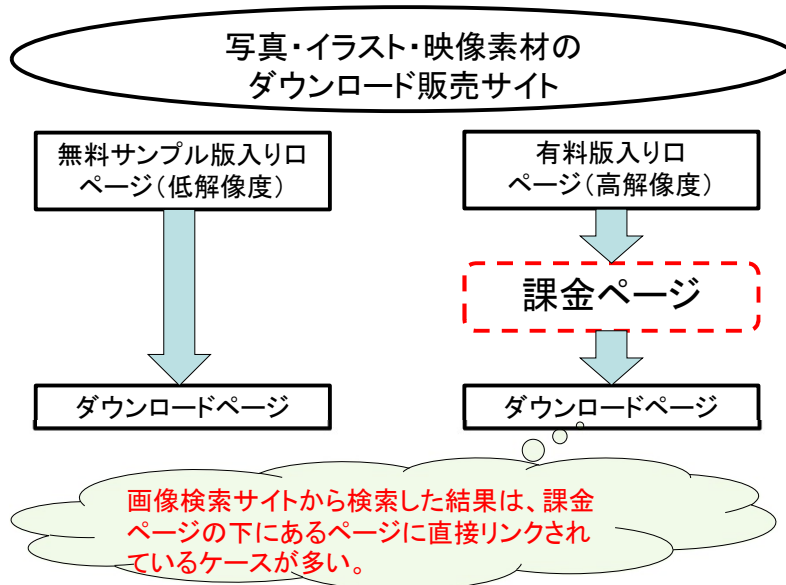
- ①約半年間(H25/7/5~H26/1/15)、写真6点を被告が運営するウェブサイトで掲載
- ②原告は、本件写真の著作権者、独占的利用権者又は著作者であると主張。被告に対し、不法行為に基づく**損害賠償請求**と、当該請求の一部と選択的に**不当利得返還請求**をした事案。



9

Google等の画像検索の利用

●画像検索の素材



10

10

Google等の画像検索の利用

●フリー素材だと思って使ったのに・・・

- ・「知らなかった」では済まない
- ・「指摘されてすぐ消した」でもダメ

ウェブサイト上の素性がわから
ない素材は使わない方が
良い
必ず許諾条件を確認！



11

11

著作権法の確認

12

12

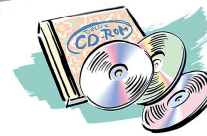
著作物とは何か

●著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「學術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。



著作権法は

1. 著作物を創作した者(著作者)の権利
2. 著作物を伝達する者の権利
3. 出版社の権利 を定めています



13

13

著作物性の判断

原告
書籍

(例題1) 本件折り図

工夫のヒント
紙の中
紙の中

吹きゴマ

(例題2) 被着折り図

TBS
HP

コンセプト・思想そのものは
著作物ではない

※他に、大地の子事件、江差追分事件、地獄のタク
シー事件等々

34

(23)~(31)
帯を両面に折り込む

14

14

タコの滑り台事件のスライド教材作成例と考え方

●タコの滑り台の著作物性が争われた事件

- ・2021年4月28日に、第一審判決が東京地裁で出された。



足立区北藤浜公園に設置されているタコの滑り台

出所: <https://parks.pr.fj.or.jp/kitashikahama/facilities/>

長年に渡り、公園のタコ型遊具(滑り台)を製作してきた会社が原告となり、類似遊具を制作した会社を著作権侵害で訴えた事件。第一審判決文はまだ公開されていないため、詳細な判示内容は不明。報道では、「遊具としての性質があるにすぎないとして、『美術品』とは認めず、著作物性が否定された」とされた模様。

※タコの滑り台は芸術品? 類似遊具を訴えた裁判で判決 朝日新聞デジタル2021年4月28日記事
<https://www.asahi.com/articles/ASP4X6V2BP4XUTIL06J.html>

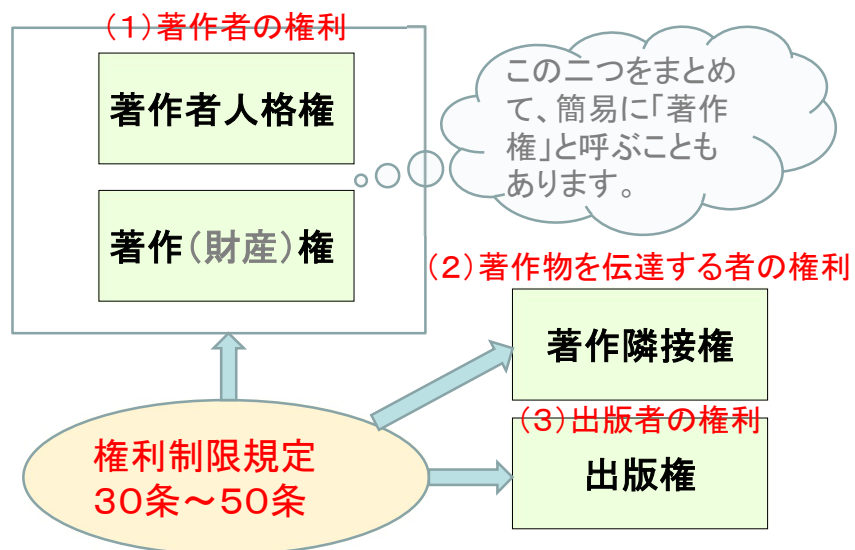
著作物→→思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。

15

15

著作権法で規定する権利

●著作権のみを規定している法律ではない



16

16

著作者の権利

著作者人格権

著作(財産)権

権利期間
 著作物創作時点から
 著作者死後**70年間**
 映画著作物は公表後
 70年間

支分権

権利制限規
 定30~50条

- ★公表権 著作権法18条
- ★氏名表示権 著作権法19条
- ★同一性保持権 著作権法20条
- ★複製権 著作権法21条
- ★上演権及び演奏権 著作権法22条
- ★上映権 著作権法22条の2
- ★公衆送信権等 著作権法23条
- ★口述権 著作権法24条
- ★展示権 著作権法25条・・原作品展示
- ★頒布権 著作権法26条・・映画の著作物をその複製物により頒布する権利
- ★譲渡権 著作権法26条の2・・映画除く
- ★貸与権 著作権法26条の3
- ★翻訳、翻案権 著作権法27条
- ★二次的著作物に対する原著作者の権利 著作権法28条

17

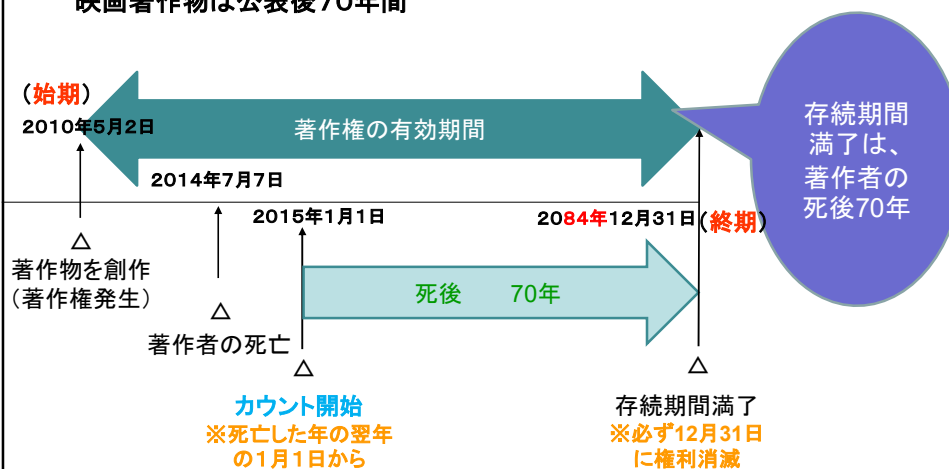
17

2018年12月30日以降の著作(財産)権の権利期間

- 保護期間(戦時加算の説明は省略)

権利期間

著作物創作時点から著作者死後**70年間**
 映画著作物は公表後70年間



18

18

著作物を伝達する者の権利

著作隣接権

権利期間

実演、音の固定を行ったときに始まり、翌年から70年間

ただし、放送事業者と有線放送事業者の権利については、放送あるいは有線放送を行ったときから50年

★実演家の権利

著作権法90条の2～95条の3

氏名表示、同一性保持、録音録画、放送、送信可能化、商業用レコード二次利用、貸与権等

★レコード製作者の権利

著作権法96条～97条の3

複製、送信可能化、商業用レコード二次利用、譲渡、貸与等

音を最初に固定した者

★放送事業者・有線放送事業者の権利

著作権法98条～100条の5

複製、放送、有線放送、伝達（放送を受信し、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利）

19

19

出版者の権利

出版権

「複製権者」が、その著作物を文書又は図画として出版すること等を引き受ける者に対し与える権利。

出版者

★出版権の内容等

複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

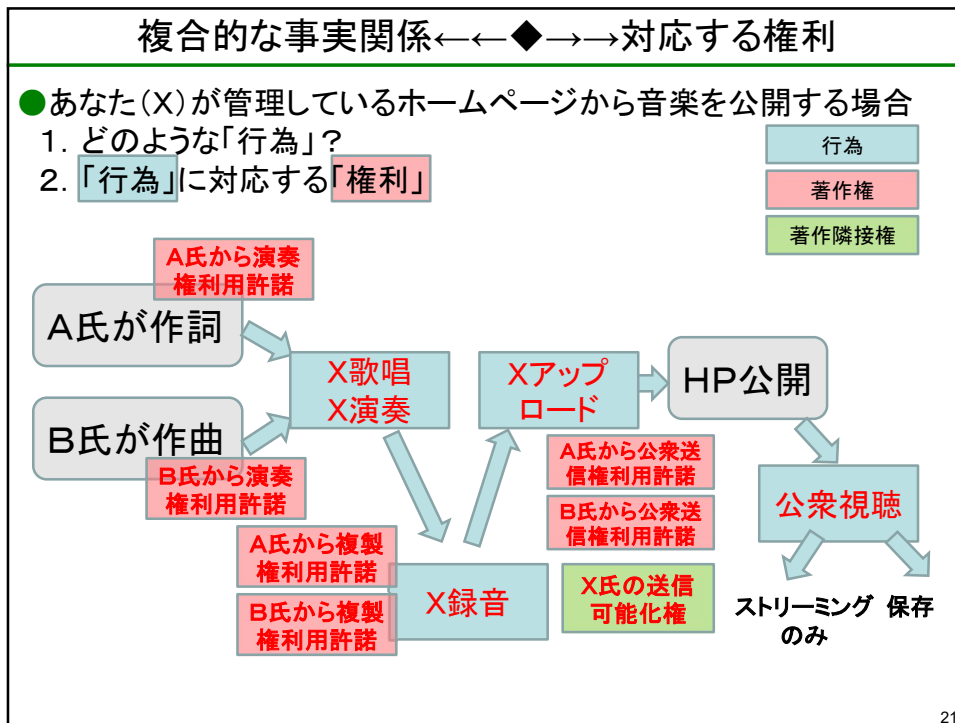
★出版権者の義務

6か月以内に出版する義務

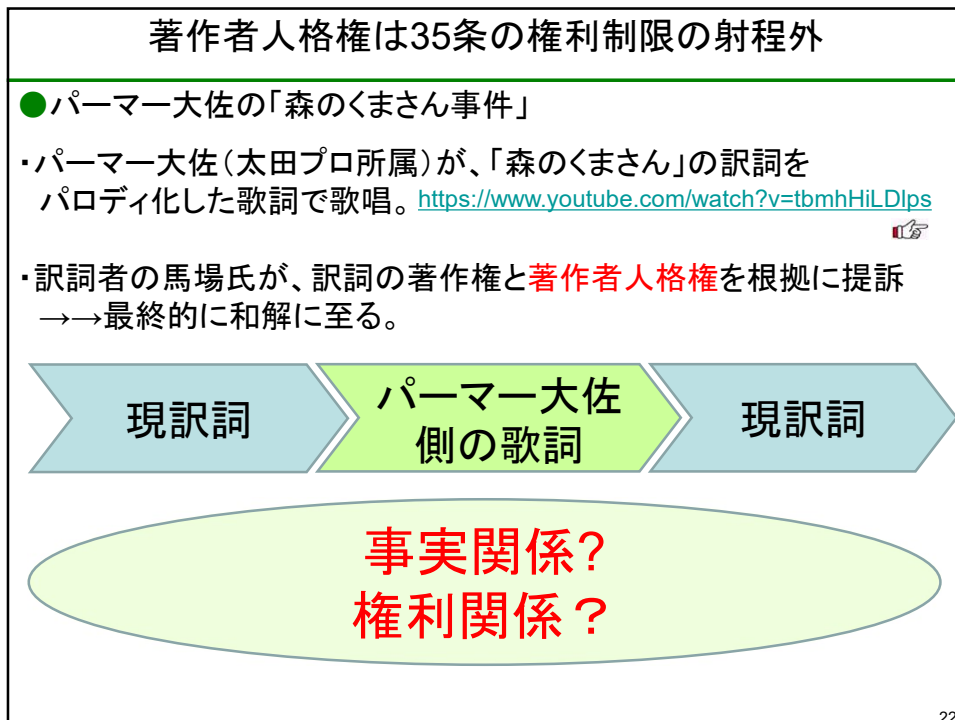
継続して出版する義務（著作権法81条）

20

20



21



22

著作者人格権は35条の権利制限の射程外

●森のくまさんの権利者

・日本音楽著作権協会(Jasrac)の楽曲検索システムで調べると

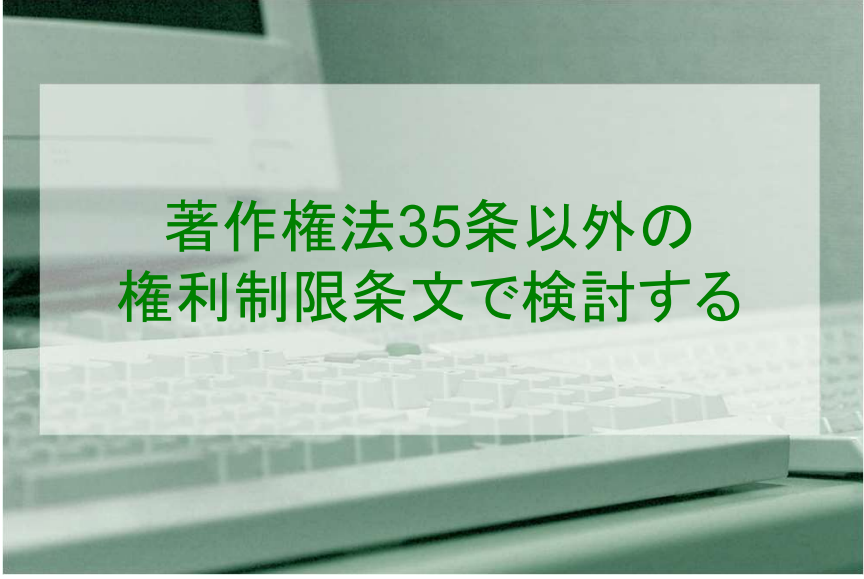
- 1 馬場祥弘 訳詞 JASRAC
- 2 アメリカ民謡 作詞 P.D. ←パブリックドメイン
- 3 玉木宏樹 編曲 JASRAC
- 4 アメリカ民謡 作曲 P.D.

※パブリックドメイン

著作権の保護期間経過により誰でも利用できる。

23

23



著作権法35条以外の
権利制限条文で検討する

24

24

著作権法38条の適用可能性←かなり厳しい

●著作権法38条(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、**公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。**ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、**有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信**(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

※3項から5項は省略

25

25

著作権法40条の適用可能性←これもかなり厳しい

●著作権法40条(政治上の演説等の利用)

第40条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。)における**公開の陳述**は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた**公開の演説又は陳述**は、前項の規定によるものを除き、**報道の目的上正当と認められる場合には**、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

26

26

著作権法41条の適用可能性←これは使えない

●著作権法41条(時事の事件の報道のための利用)

第41条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、**報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用**することができる。

27

27

著作権法41条の適用可能性←後で説明

●著作権法41条(検討の過程における利用)

第30条の3 **著作権者の許諾を得て**、又は第67条第1項、第68条第1項若しくは第69条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程(当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

FD、SD、学内の会議等？

28

28

著作権法30条の2の適用可能性←これは使える

- 写真の撮影・録音又は録画時に結果的に同時記録された著作物
形式的には著作権者等の許諾が必要となるが、一定条件の下に許諾不要となった(平成25年1月1日から施行された法律改正)。

著作権法30条の2(付随対象著作物の利用) 結果としての写り込み

- 1 写真の撮影, 録音又は録画の方法によって著作物を創作するに当たって, 当該著作物に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は, 当該創作に伴って複製又は翻案することができる。ただし, 当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は, この限りでない。
- 2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は, 同項に規定する写真等著作物の利用に伴って利用することができる。ただし, 当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は, この限りでない。

29

29

著作権法30条の2の適用可能性←積極的に使うべき

- 「引用」の考え方

第32条(引用)

1 公表された著作物は, 引用して利用することができる。この場合において, その引用は, 公正な慣行に合致するものであり, かつ, 報道, 批評, 研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関, 独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し, その著作の名義の下に公表する広報資料, 調査統計資料, 報告書その他これらに類する著作物は, 説明の材料として新聞紙, 雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし, これを禁止する旨の表示がある場合は, この限りでない。

30

30

引用の判断

●「引用」の判断

1. 引用が**公正な慣行に合致**する
2. 報道, 批評, 研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**で行なわれる

【従来からの判断基準】

明瞭区別性・・・引用側と被引用側が明瞭に区別されている

主従関係・・・引用側が主で, 被引用側が従

出典明示・・・明示方法が公正慣行の範囲内であるか否かの判断は著作物の種類で異なる

必要最小限・・・同上

但し, 文字の著作物ではその通りであるが, 音楽の著作物などでは引用として扱われる局面は限定される。

公正な慣行
正当な範囲内を
判定する基準

31

31

引用の判断

●個別事例の検討

引用について, いろいろな
ケースを考えて検討してみよう!

1. 文章の場合・・・
2. 標語の場合・・・
3. 写真の場合・・・
4. 表の場合・・・
5. 図の場合・・・
6. 動画の場合・・・
7. 音楽の場合・・・

音楽の著作物
の引用???

32

32

引用の判断

●レポートの場合

「大学の授業は、選択することができる。それは、学生が主体的に学問に取り組めるということである。」⁽¹⁾、と言われるように、一般的に大学では高校とは異なり、学生が自らの選択により能動的に学習することが求められる。そして、能動的学習を通じて、社会人として必要な基礎力、例えば、行動力、考え抜く力、コミュニケーション力などを身につけることにもつながる。

注

(1) 山口太郎、『入学前に知っておきたい大学での学び』第6版、山口出版者、2010年、p125.

<ポイント>

- (1) 引用箇所は、「」等で囲む(明瞭区別性)。 ※「」等内の文章は勝手に変えない
- (2) 質的量的共に、自説が主に、引用箇所が従になるようにする(主従関係)。
- (3) 参考とした書籍や文献等と該当ページを明記する(出典明示)。
- (4) 自説を補強等するために必要な箇所のみを引用する(必要最小限)。

33

33

引用の判断

●単行本の場合

「……引用部分……になる。」¹⁾とする説もある一方、「……引用部分……である。」²⁾とする説もある。
しかし、私は……であると考える。

- 1) 山大 花子 2001年「特許権」〇〇書房 pp.82-83
- 2) 山大 太郎 1999年「特許の歴史」〇×出版 p.124

明瞭区別性:
カギ括弧で引用部を区分する

必要最小限:
必要最小限の引用とする

主従関係:
引用側が主で、被引用側が従

出典明示:
著者名、出版年、「書名」、
出版社、引用ページ

●論文集に掲載された論文の場合

「……引用部分……である。」¹⁾という見解もある。
しかし、私は……であると考える。

- 1) 山大 花子 1997年「特許権でビジネスを守る」月刊知財第26号 p.38 山大知財センター編 〇〇印刷株式会社

出典明示:
著者名、出版年、「論文のタイトル」、
論文の掲載された本・雑誌名、
掲載雑誌の巻数・号数、引用ページ、
論文集等の編者と出版社

34

34

引用の判断

● 新聞記事の場合

「……引用部分……となった。」¹⁾とある。

1) 山大知財新聞 2014年4月24日朝刊 「全学生への知財教育必修化スタート」

出典明示:
新聞名, 記事が掲載された日付,
朝夕刊の別, 「記事のタイトル」

● Webページ(インターネットのページ)の場合

「……引用部分……となった。」¹⁾という見解もある。

1) 山口大学 「全学生への知的財産教育必修化スタート」
http://www.yamaguchi.ac.jp/library/user_data/upload/Image/topics/2013/130422-1.pdf
2014年4月24日アクセス

出典明示:
作成者, 「Webページのタイトル」,
アドレス(URL), アクセスした日付

35

35


引用の判断

● 写真あるいは図の場合…考え方

- ・基本的には, 引用の4条件「明瞭区別性」「主従関係」「出典明示」「必要最小限」を素直に読むと, 引用概念を適用することは難しい。
 - ・前述の東京美術倶楽部事件を, 引用の観点から「一般化した解釈(絵画, 写真, 図その物の引用可)として解釈するか, 絵画鑑定書のような特殊事例として認められたと解釈するのか意見が分かっている。
- ↓ ↓ ↓ ↓
- ・現時点では, 写真・図の引用は, そこに**比較配置しなければ説明が不可能な場合を除き**極力控えた方が良いと考えられる。あるいは, 権利者からの許諾を受けて掲載することが望ましい。
 - ・学会により扱いは**微妙に異なる**が, 一般的に自然科学系の論文では他人の写真を引用で使用することは少ない(許諾を取る)。

36

36



改正著作権法35条 2020年4月28日施行

37

37

グレー部分が黒と白に変化(2020年4月28日施行)

●改正条文 第35条(学校その他の教育機関における複製等)

1 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における**利用**に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを**受信装置を用いて公に伝達**することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

2 **前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。**

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を**直接受ける者**に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を**同時に受ける者**に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

38

38

グレー部分が黒と白に変化(2020年4月28日施行)

- 従来存在していた主要なグレーゾーンが **おおむね** 消滅した
条文を素直に解釈すると、施行日以降は補償金管理団体との契約なしの異時公衆送信は個別の権利処理が必要になる。

授業の過程で利用する公表された著作物の複製

従来通り無許諾かつ無償で複製可能

遠隔授業における同時公衆送信(対面授業の延長線上)

従来通り無許諾かつ無償で公衆送信可能

**手続きが
必要**

一定の異時公衆送信

**無許諾の
利用はできない**

補償金徴収分配団体への補償金の支払いで利用可能

39

39

授業目的公衆送信補償金規程

- まとめ表 出所 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92746401_01.pdf

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度(著作権法第35条)※1上の取扱いについて

	対面授業		スタジオ型授業	オンデマンド授業	遠隔合同授業等		
	複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	同時中継 合同授業	同時中継 遠隔授業	
送信側※2	教員	/	いる	いる	いる	いる	いる
	生徒			いない	いない	いる	いる
受信側	教員			いない	いない	いる	いない
	生徒			いる	いる	いる	いる
著作物の 利用形態	複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信
教授と受講 とのタイミング	同時	同時	同時 (or異時) [異時: 予復習用 のメール送信]	同時 (or異時) [異時: 予復習用 のメール送信]	異時	同時※3	同時※3
授業目的 公衆送信 補償金制 度上の取 扱い	許諾の 要否	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)
	補償金 の要否	無償 (35条1項)	無償 (35条1項)	補償金 (35条2項)	補償金 (35条2項)	補償金 (35条2項)	無償 (35条3項)

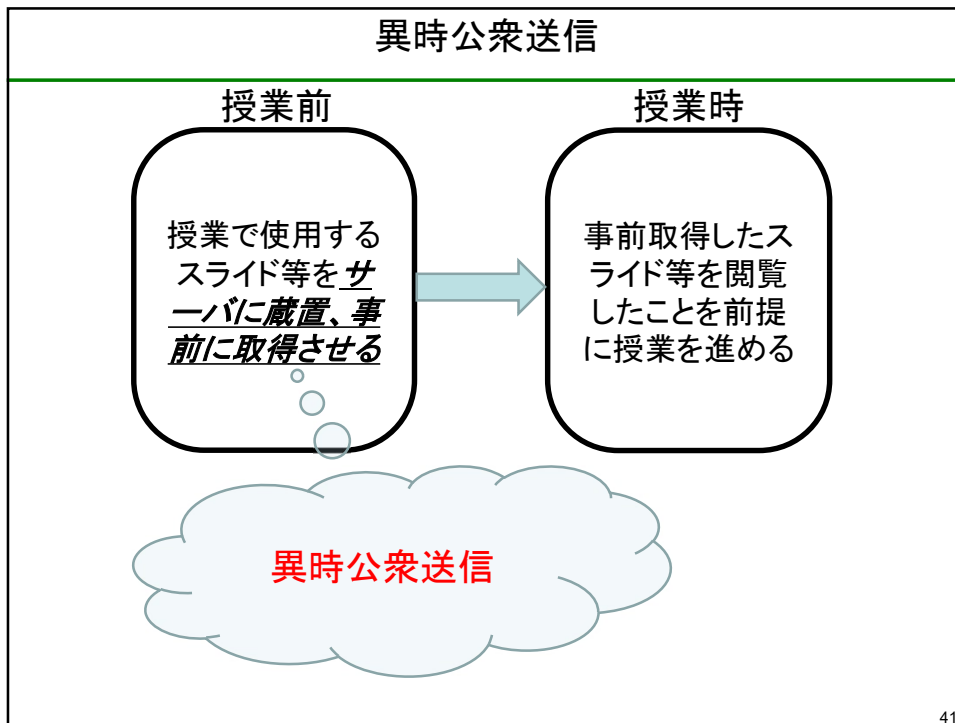
※1:「著作権者の利益を不当に害することにならない場合に限定される。

※2:「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が公衆送信等することができる(例:生徒から教員への公衆送信も認められる)。

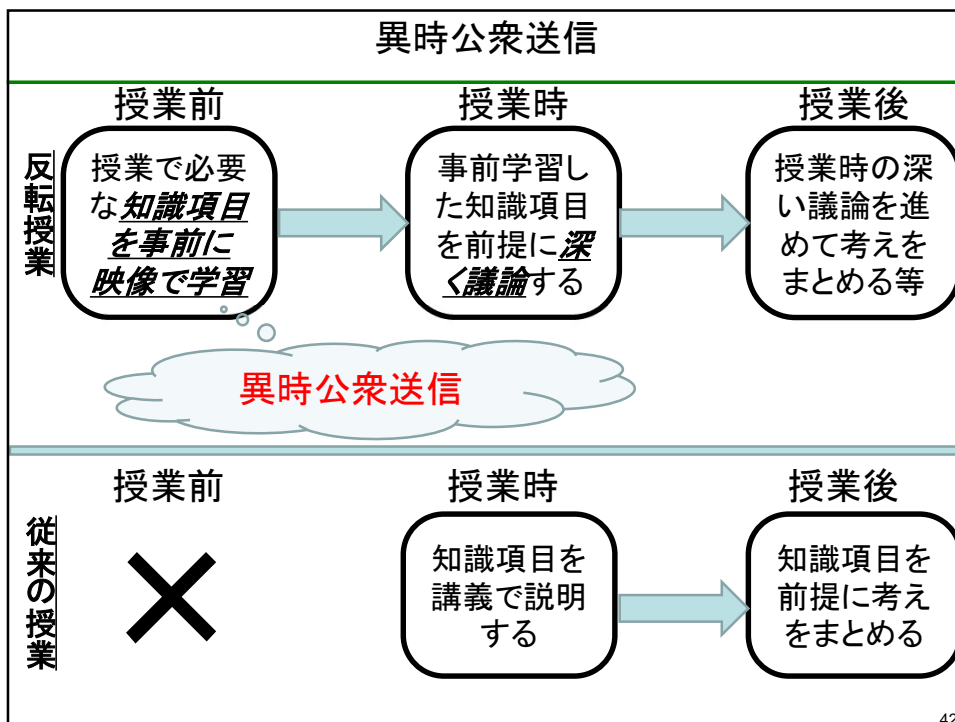
※3:遠隔合同授業等において、予習・復習のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うことで、許諾なく公衆送信することができる。

40

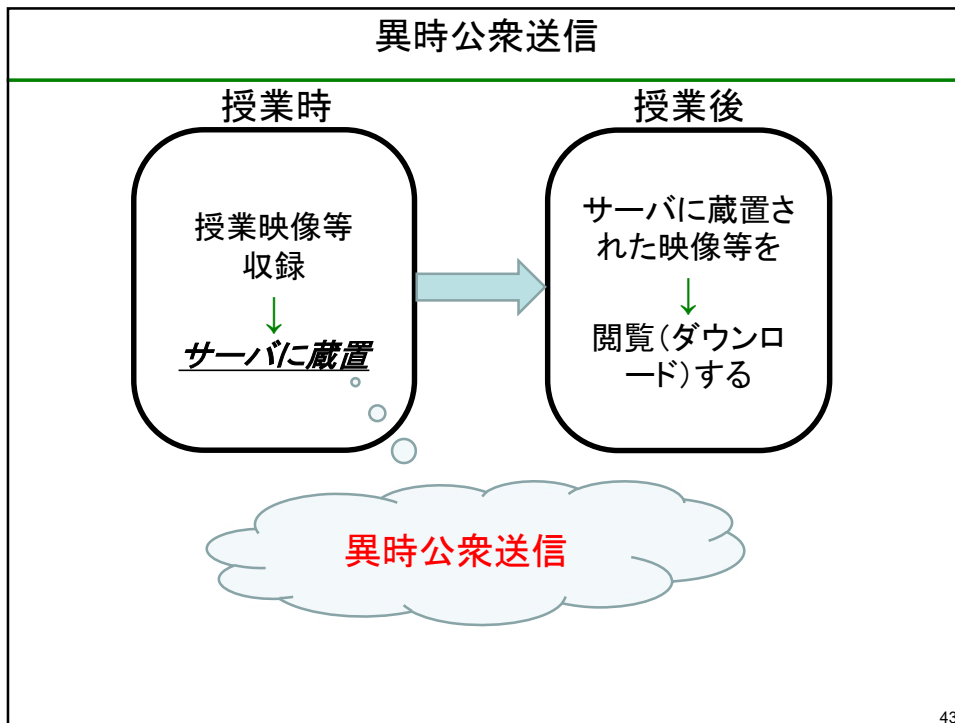
40



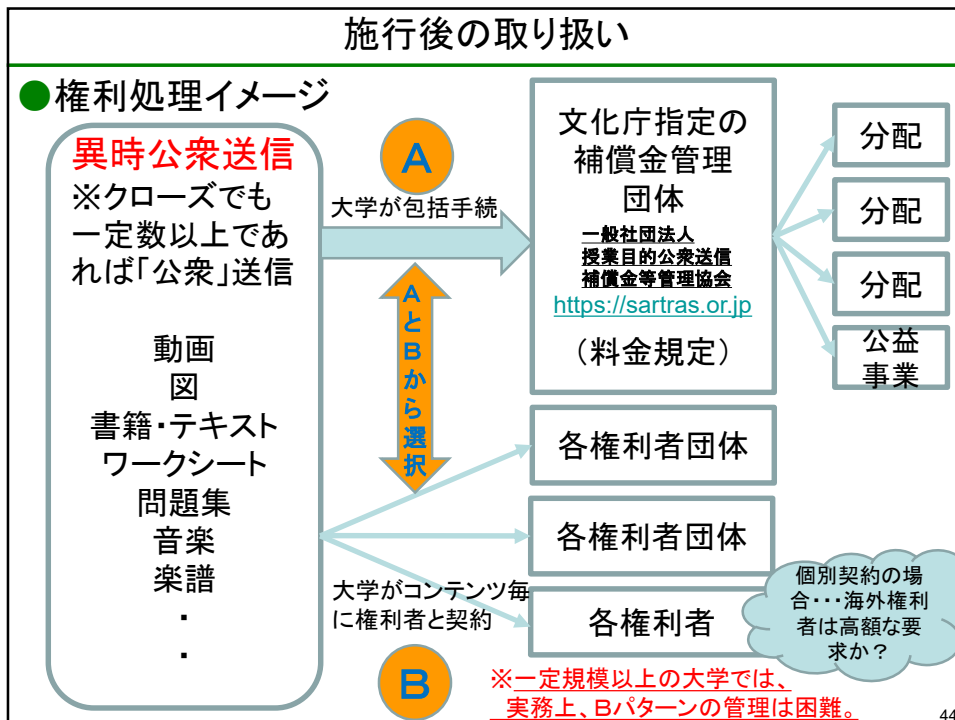
41



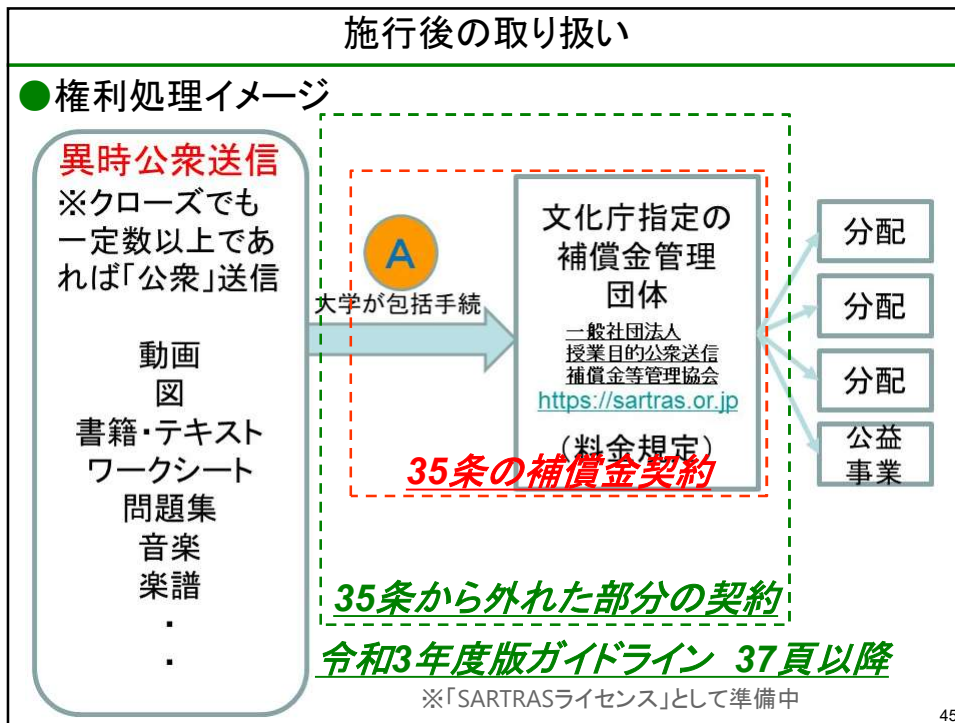
42



43

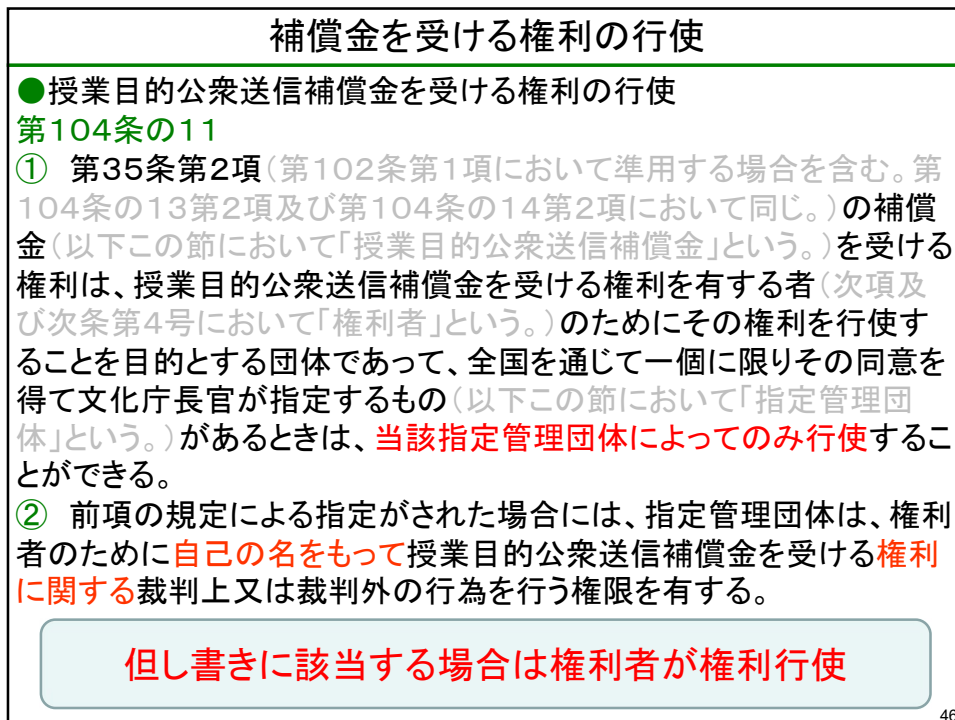


44



45

45



46

46

授業目的公衆送信補償金規程

●補償金

第3条(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額)

→児童生徒学生等の人数／年

幼稚園60円 小学校120円 中学校180円 高等学校420円

高等専門学校

－1学年～3学年420円 4学年～5学年720円

大学720円 省庁等大学校720円

特別支援学校

－幼稚部30円 小学部60円 中学部90円 高等部210円

保育所60円 放課後児童クラブ60円

第5条3項

通信制教育機関において授業目的公衆送信が行われる場合であつて、第3条の規定を適用するときは、該当する補償金算定対象者の総数に乗じる1人当たりの補償金額(年額)を、第3条第1項に定める額の50%の額とする。

47

47

授業目的公衆送信補償金規程

●補償金

第3条2項

教育機関が行う**公開講座又は免許状更新講習**や、社会教育施設及び教育センターが行う授業において授業目的公衆送信を行う場合、本条第1項の規定に基づく補償金の支払いとは別に、授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300円に、4月1日から9月30日まで(前期)、及び10月1日から翌年の3月31日まで(後期)に分けた期毎の授業数を乗じて得た額を支払うものとする。

(1) 授業数とは、前期、後期それぞれの期間中に授業目的公衆送信を行う講座又は講習の総定員数(期毎に行う講座又は講習単位に、1回あたりの定員の数に開催回数に乗じて延べ定員数を算出し、その結果を合計した数)を30で除した数(余りがある場合は1授業として加算する)をいう。 …以下、省略。

48

48

授業目的公衆送信補償金規程

●補償金

(前条によらない場合の補償金の額)

第4条 前条にかかわらず、教育機関で授業目的公衆送信を**行う都度**、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った(イ)著作物、(ロ)実演による音声及び映像、(ハ)レコードに固定された音声、(ニ)放送による音声及び映像、及び(ホ)有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額(個別)とする。

本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで(前期)、及び10月1日から翌年の3月31日まで(後期)の期毎に、当該教育機関…以下、省略。

49

49



50

50

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

●フォーラム構成員

<教育関係団体>

全国都道府県教育委員会連合会 全国市町村教育委員会連合会 日本私立小学校連合会 全国連合小学校長会 日本私立中学高等学校連合会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 日本私立高等専門学校協会 一般社団法人国立大学協会 日本私立大学団体連合会 公益財団法人私立大学通信教育協会 一般社団法人公立大学協会 一般社団法人大学 ICT 推進協議会 独立行政法人国立高等専門学校機構 全国公立短期大学協会 全国専修学校各種学校総連合会

<権利者団体>

一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本書籍出版協会 日本放送協会 協同組合日本脚本家連盟 一般社団法人日本雑誌協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 一般社団法人日本音楽著作権協会 一般社団法人日本レコード協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本新聞協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本文藝家協会 一般社団法人学術著作権協会 一般社団法人教科書著作権協会 一般社団法人超教育協会

【オブザーバー(関係省庁)】

文化庁著作権課 文部科学省総合教育政策局政策課 文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課 文部科学省高等教育局高等教育企画課

●改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

51

51

基本的考え方

●基本的考え方の方向性

改正35条の施行により異時公衆送信が可能となった

従来の「対面型」授業とほぼ同等のことが
異時公衆送信で実現できるようになった

しかしながら、異時公衆送信の特性に合わせて
一定の配慮が求められる箇所がある

35条1項の但し書きが厳密に適用されるであろう

『ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。』**対面、同時・異時公衆送信を問わない**

52

52

令和3年版ガイドラインの説明

- 従来議論があった箇所が明確になった
 - ・公表された著作物であって公衆送信されるもの
 - ・受信装置を用いて公に伝達することができる。
 - ・大教室であっても受講者全員と教員分
 - ・公開講座、教員免許更新講習、履修証明プログラムがガイドライン中に記述された←←但し、学生数ベースの単価とは別算定
- ①送信された著作物の履修者等による複製
- ②授業用資料作成のための準備段階 や授業後の事後検討における教員等による複製
- ③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製は、授業の過程での行為とされた。

53

53

令和3年版ガイドラインの説明

- 複製の定義が示された
 - 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます(著作権法第2条1項15号)。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です。
- 該当する例
 - ・黒板への文学作品の板書
 - ・ノートへの文学作品の書き込み
 - ・画用紙への絵画の模写
 - ・紙粘土による彫刻の模造
 - ・コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
 - ・コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
 - ・キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
 - ・パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
 - ・著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積(バックアップも含む)
 - ・テレビ番組のハードディスクへの録画

54

54

令和3年版ガイドラインの説明

● 授業の範囲が示された

【該当例】

- ・講義、実習、演習、ゼミ等(名称は問わない)
- ・初等中等教育の特別活動(学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他)や部活動、課外補習授業等
- ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
- ・教員の免許状更新講習
- ・通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
- ・学校その他の教育機関が主催する公開講座(自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する)
- ・履修証明プログラム
- ・社会教育施設が主催する講座、講演会等(自らの事業として行うもの)

55

55

令和3年版ガイドラインの説明

● 授業の範囲が示された

【該当しない例】

- ・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスの模擬授業等
- ・教職員会議
- ・大学でのFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供
- ・高等教育での課外活動(サークル活動等)
- ・自主的なボランティア活動(単位認定がされないもの)
- ・保護者会
- ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

56

56

令和3年版ガイドラインの説明

●参加主体の説明が示された

【教育を担当する者】

・授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

→該当する例 ・教諭、教授、講師等（名称、教員免許状の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

【授業を受ける者】

・教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

→該当する例 ・名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者等）

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

57

57

令和3年版ガイドラインの説明

●高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類

○著作物の種類によって、そもそもこの規定を適用することが適切ではないものがあります。例えばコンピュータのプログラミングの授業を行うために市販のアプリケーションソフトを複製して学生に提供したり公衆送信したりすることは、プログラムの著作物という種類に照らして著作権者の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

もっとも、ソースコードを書面にプリントアウトしたりその書面を公衆送信したりするような場合であれば、アプリケーションソフトの市場での流通を阻害するとは言えないと考えられます。

58

58

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類

○この規定により著作権者等の許諾を得ずに著作物を複製又は公衆送信する場合、複製又は公衆送信できる分量については、「授業において必要と認められる限度において」と定められています。市場での流通を阻害するような利用が著作権者等の利益を不当に害することとなりかねないことを考えると、著作物の種類によっては著作物の全体が利用できるのか、部分の利用に限られるのかが異なることもあります。このことについてどの著作物の種類が全部の利用ができるか、あるいはそうでないかを網羅的・限定的に示すことは困難ですが、例を挙げながらその考え方を示します。

まず、短文の言語の著作物などの場合、表現形式によっては一つの著作物の全体の利用をせざるを得ないことや、また、主に鑑賞を目的とした絵画や写真の著作物の場合は部分的に複製又は公衆送信することによって同一性保持権の侵害になるとの考え方もあります。そのような種類の著作物であれば、一つの著作物の全部を複製又は公衆送信をしても著作権者等の利益を不当に害するとは言えない可能性があります。

59

59

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類

また、論文の著作物の場合、小部分の利用にとどまる場合ばかりではなく、全文を通読する必要がある授業もあり、その論文が市場に流通していないような場合には、一つの論文の全部を複製又は公衆送信しても、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられます。

なお、この項でいう「複製又は公衆送信」は、授業に供する著作物を単体で利用する場合について述べたものであり、授業風景や解説の中継映像や動画の中で映像の一部として、又は背景的にこれらの著作物が利用されている場合(専ら著作物等自体を提供するような行為にならない場合)は、著作物の種類に関わらず、著作物の全部が複製又は公衆送信されていても著作権者等の利益を不当に害する可能性は低いと考えられます。

60

60

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類

○ 厳密には「著作物の種類」という観点での区別ではありませんが、著作物の種類とも関連して著作物が提供されている状況や著作物を入手する環境によって、授業の目的で著作物の全部を複製することが、著作権者等の利益を不当に害することになったり、そうでなかったりすることもあります。以下はそのような観点から考え方を説明します。

- ・一つのコンテンツの中に複数の著作物が含まれている場合、コンテンツと著作物の相互関係によって著作権者等の利益を不当に害するかどうかの分量が異なることもあり得ます。例えば、放送から録画した映画や番組であれば、通常、全部を複製することは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いため、そのうちの必要な一部分にとどめて複製することが考えられます。その一部分に音楽や言語の著作物等が素材として含まれていた場合、その一部分の利用が授業のために必要な範囲(専ら当該素材としての著作物等自体を提供するような行為にならない場合)であれば、その素材としての著作物等については全部の複製をしても著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられます。

61

61

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類

以上のことを踏まえると、論文等を全部複製することについては、当面は、

- ① 当該論文が市場に流通していないこと、
- ② 論文集などの編集物に収録されている他の論文が授業とは関係ないものであること、
- ③ 定期刊行物に掲載された論文等の場合、発行後相当期間を経過していることといった基準で著作権者等の利益を不当に害しない範囲を判断することが適切と考えられます。

・著作権者等の利益を不当に害しないようにするためには、まず教育機関における著作権に関する意識の啓発が必要ですが、それと同時に教育関係者がその著作物を一般的な手段で入手することができるかどうかの一つのカギになります。

容易に入手できる場合には、それを全部複製することは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高くなり、逆に入手困難な場合には、その可能性が低くなることとなります。この場合、入手の困難性

62

62

令和3年版ガイドラインの説明

- 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類
の判断基準としては、**従来であればその著作物(出版物)が絶版と
なっているかどうか**が一つの分かりやすい目安とされていましたが、
電子書籍の普及によって絶版になる可能性は低くなり、サブスクリプションや電子図書館その他の様々なサービスで利用可能になっている場合があります。ICTを活用した教育活動の展開や学生自身の学修の充実のためには、そのような選択肢が拡大することは望ましいといえます。もしコンテンツの新たな提供方法の開発により、学生自身の費用負担も少なく容易に論文全部の入手ができるような環境ができれば、この規定を活用して論文を複製する際に全部利用も可能となるような基準は限定的に考えることができるかもしれませんが、現時点では個別に判断せざるを得ないと考えられます。

63

63

令和3年版ガイドラインの説明

- 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類
(全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例)
- 俳句、短歌、詩等の独立した短文の言語の著作物
- 新聞に掲載された記事等の言語の著作物
- 雑誌等の定期刊行物で発行後相当期間を経過したものに掲載された記事等の言語の著作物
- 上記に関わらず、論文の著作物であって専門書、論文集等に掲載されたものについては、授業の目的に照らして全文が必要と認められる場合であって、出版物全体に占める当該論文等の分量、当該出版物の流通の状況や当初の出版時に想定された読者対象かどうか、その出版物が出版後相当期間を経過しているか、入手が容易であるかなどを勘案して、個々の履修者が購入することが必ずしも合理的ではない場合

64

64

令和3年版ガイドラインの説明

- 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の種類
- 主に鑑賞を目的とする写真、絵画(イラスト、版画等を含む。)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- マークなどにより、事前の個別許諾手続きを不要とする著作権者の意思表示(条件が明示されているものを含む。)がなされた上で、又はそのような取り扱いがルール化された環境で提供されている著作物

65

65

令和3年版ガイドラインの説明

- 高等教育部分の説明から抜粋→著作物の用途
- その著作物がどのような目的で作成され、市場でどのように供給されているかによって、著作権者等の利益を不当に害することもあります。
例えば、学部の授業の内容がある資格試験と関連がある場合に、主として当該資格試験を受験しようとする者に向けて販売されている問題集を、授業の過程で演習問題として学生に解かせるために複製又は公衆送信するようなことは、当該著作物の**本来の流通を阻害することになります**。
- 授業の履修に当たり、学生が手許に持っている教科書に掲載されているグラフ等の図版を授業の過程でスクリーンに投影して説明するために複製するような場合であれば、本来教科書の複製は、特にそれを学生に提供する場合には、授業の過程といっても著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考える必要がありますが、**これはその教科書に掲載されている個々の著作物をスクリーンに投影するために複製する中間的な行為に過ぎないので、教科書からの複製であっても不当に害することとはならないと考えられます**。

66

66

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋→番組等、複製・公衆送信・伝達の態様

○ 番組を録画したものの一部を授業の中で再生して視聴させる場合、一般的には、教員のメインの機械から大型ディスプレイに投影したり、個々の学生が開いているPCのモニターに投影したりすれば足りるでしょう。したがって、学生にその録画物によって何らかの操作をさせたりするような特別な学修形態でない限り、学生の人數分の複製物を作成して配付するようなことは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

○ 「公衆送信の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、LMSで学生の履修状況を管理するのではなく、ホームページなどオープンなネットワーク環境で履修者以外にも誰でも受信できるような態様で公衆送信することが考えられます。アクセスするためのIDとパスワードで管理することも一つの方法ですが、授業の過程で利用することを実質的にコントロールできているかどうか重要です。

67

67

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋

< 著作権者の利益を不当に害する可能性が高い例 >

- 文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF編集ソフトなどのアプリケーションソフトを授業の中で使用するために複製すること
- 授業の中ではそのものを扱わないが、学生が読んでおいた方が参考になると思われる文献を全部複製して提供すること
- 授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を明らかに超える数を対象として複製や公衆送信を行うこと
- 授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなること
- 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信を行うこと(ただし、履修者全員が購入していることが確認され

68

68

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋

ている場合であって、問題の解説等を行う目的で付加的に複製等を行うことは許容される余地がある。)

- 美術、写真等であって、必要と認められる範囲で全部の利用が認められている著作物を、市販の商品の売上に影響を与えるような品質で複製したり製本したりして提供すること
- 授業のために利用するかどうか明確でないまま素材集を作成するような目的で、組織的に著作物をサーバへストック(データベース化)すること
- MOOCs(大規模公開オンライン講義、誰でもアクセスできる)のような態様で、著作物を用いた教材を公衆送信すること

69

69

令和3年版ガイドラインの説明

● 高等教育部分の説明から抜粋

引き続きフォーラムで検討しているもの

- ① 著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること。
- ② コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用。例) Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等上

70

70

対応事例

●法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」

Blackboard Learn

利用可否の設定： 項目は学生には表示されません。2020/07/06 23:59 以降利用できなくなりました。
有効： 統計情報の取得

第9回授業 冒頭で利用する新聞記事 2

利用可否の設定： 項目は学生には表示されません。2020/07/06 23:59 以降利用できなくなりました。
有効： 統計情報の取得

第9回授業時の音声1（主要部分のみ編集）

利用可否の設定： 項目は学生には表示されません。2020/08/21 23:59 以降利用できなくなりました。
有効： 統計情報の取得

▶ 0:00 / 23:21

音声ファイルのダウンロード：jochan04a_no09_a.mp3

第9回授業時の音声2（主要部分のみ編集）

利用可否の設定： 項目は学生には表示されません。2020/08/21 23:59 以降利用できなくなりました。
有効： 統計情報の取得

▶ 0:00 / 9:43

音声ファイルのダウンロード：jochan04a_no09_b.mp3

71

71

改正35条とSARTRASライセンスの境界

- 令和3年度版ガイドライン37頁以降・・・具体的な制度設計の途中
- ・35条の補償金制度の境界線から多少外側に位置し、教育遂行上の観点からはライセンス等による担保で使われることが望ましい領域を補完する。補償金制度と、その周縁部にあるSARTRASライセンスが一体運用されることで教育現場の利便性を上げることができる。

※ここから先の文章はガイドラインから抜粋・・・

- ・許諾の対象となる著作物等・・・著作権者又は著作隣接権者の団体又は著作権等管理事業者から、本協会が教育機関等の利用について管理の委託又は再委託を受けた著作物等
- ・許諾の対象となる利用の範囲・・・教育機関等において、以下の各項に規定される利用と著作物等の範囲において行われる教育に係る著作物等利用（以下「教育目的利用」という。）のうち、著作物等を公衆送信（送信可能化を含む。）し、受信装置を用いて伝達し、複製し、又は当該複製物を譲渡する以下の各号に定める利用（以下「複製・公衆送信利用等」という。）

72

72

改正35条とサートラスライセンスの境界

●令和3年度版ガイドライン37頁以降

② 高等教育を対象とした許諾の対象となる利用

(ア) 教育機関において、履修者等が当該授業の履修終了後も当該授業の過程において使用に供された教材を継続して利用できるよう、教員が当該教材の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該教材等の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該授業の履修者等の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、**継続して利用できる期間は、当該履修者等の当該教育機関への在学中**であり、かつ利用許諾契約の有効期間内に限る。

(イ) 教育機関等の教職員が、教職員会議等それぞれの組織内で実施される**会議における教育目的利用**のために当該会議で使用する資料の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該資料の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該教職員会議等に参加する資格を有する者の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、複製・公衆送信利用等を行う当該資料は、当該教職員会議等の会議中に実際に検討又は参照する部分に限る。

73

73

改正35条とサートラスライセンスの境界

●令和3年度版ガイドライン37頁以降

(ウ) 教職員研修(FD、SDとして実施される、教育機関の教員その他の職員を対象としたセミナーや情報提供等を含む。教育機関等の教職員以外の関係者等が対象に含まれているものを除く。)において教育目的利用するために、教職員が当該研修で使用する資料の複製・公衆送信利用等を行うこと。

ただし、当該資料の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該教職員研修に参加する資格を有する者及び講師の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、複製・公衆送信利用等を行う当該資料は、**当該教職員研修の会議中に実際に検討又は参照する部分に限る。**

74

74

その他補足説明

75

75

YouTube利用

● 受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・受信について(公に伝達・直接受信)

改正35条施行により『公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。』ようになった。したがって、受信画像を授業で伝達(教室ディスプレイ等で直接視聴)することができる。また、LMS等でURL情報を伝えて、その情報を元に学生が視聴することはYouTubeの本来の使い方であり、問題はない。URLは著作物ではない。



但し、違法にアップロードされた画像を視聴させる、あるいはURL情報を提供することは、**但し書きの『権利者の利益を不当に害する』**に該当する可能性がある。公式サイトであれば問題がないが、それ以外のサイト利用時はどうしても使う必要がある場合限定して一部分を視聴させる等の配慮が必要。特に、明らかに違法アップロードされたものがかかる場合は原則として利用を控えた方がよい。

76

76

YouTube利用

●受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・配信(アップロード)について

文化庁のガイドラインでは、視聴者が受講生限定であればYouTubeを利用した配信もよいという記述がある。

これは、法律所轄官庁の立場からの改正35条解釈としては、その通りであるが……



YouTubeの利用規約→お客様のコンテンツと行動→コンテンツのアップロード

『コンテンツをアップロードする際、本契約(YouTubeのコミュニティガイドラインを含みます)や法律を遵守していないコンテンツを本サービスに投稿することはできません。たとえば、権利所有者から許諾を得ている、または**法的な権限がある場合を除いて**、第三者の知的所有権(著作物など)を含むコンテンツは投稿できません。お客様は、本サービスに投稿するコンテンツに法的な責任を負います。』

77

77

YouTube利用

●受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・配信(アップロード)について

更に、下記部分に『**または法的な権限がある場合を除いて**、』の前スライド文言はかからないと解釈します(項目番号が異なるため)。

『本サービスにコンテンツを提供することにより、お客様はYouTubeに対して、本サービスならびにYouTube(とその承継人および関係会社)の事業に関連して当該コンテンツを使用(複製、配信、派生物の作成、展示および上演を含みます)するための**世界的、非独占的、サブライセンスおよび譲渡可能な無償ライセンスを付与するもの**とします。これには、本サービスの一部または全部を宣伝または再配布することを目的とした使用も含まれます。』

他人の著作物を利用したコンテンツをアップロードした場合、この点で大きな問題・矛盾が発生します。

78

78



今後の検討事項

79

79

今後の課題

- 授業運営に伴う各種実務の組織的対応ないしは体制整備
- **新たなリスクの探知**
教職員間で共有して対応、できるだけ多くの境界事例をリストアップ。
- 令和3年度暫定ガイドラインで先延ばしされた項目の再検討
- 令和3年度暫定ガイドラインで不合理な項目への対応
例えば、FD時の教材、教員会議等での扱い……
- 補償金分配開始以降のリスク洗い出し
- 大学発コンテンツの戦略構築

80

80

ご清聴ありがとうございました



共通教育センター 木村友久